

平成28年11月7日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

遺産にゴルフ会員権が含まれている場合

—ゴルフ会員権も相続税が課税されます—

[1] ゴルフ会員権も相続税が課税されます

ゴルフは何歳になっても楽しめるスポーツです。ゴルフ愛好家の多くがゴルフ会員権を持っています。遺産の中にゴルフ会員権があり、相続人が2人以上いる時は、1会員権につき1人だけが相続することになります。複数人で共有することはできません。ゴルフ会員権は相続税の課税対象であり、その形態によって評価方法が異なります。

[2] ゴルフ会員権の相続税評価額

1 取引相場がある会員権

相続発生時における取引価格(時価)の70%相当額が、課税対象になります。ただし、その取引価格に含まれていない預託金がある場合には、預託金の金額を加算します。

2 取引相場がない会員権

- ① 株主でなければ会員となれない場合……株式の価格
- ② 株主であり、かつ預託金が必要な場合……株式の価格+預託金の金額
- ③ 預託金が必要な場合……預託金の金額

[3] 相続したゴルフ会員権を売却する際の注意点

相続したゴルフ会員権を売却することは可能です。ただし、相続の時に相続税が、売却時の利益に対し所得税が課税されます。相続税の申告期限から3年以内に売却すれば、所得税の軽減措置を適用することができます。売却により損失が出ても、現在では給与所得など他の所得と相殺することができなくなりました。

会員権の売却はゴルフ場によっては、一旦相続人に名義書換えするよう指示されるケースがあります。戸籍謄本、除籍謄本、相続人全員の印鑑証明、同意書や指定の書式等 様々な書類が必要です。それぞれのゴルフ場に問い合わせて準備しましょう。

[4] ゴルフ会員権をお持ちの方への注意点

ゴルフ場の中には女性は正会員になれず、正会員の家族を対象とした婦人会員しか認めない場合があります。また、たとえ相続により会員になる場合でも、他の正会員数名の推薦が必要なケースもあります。名門ゴルフ倶楽部の会員権をお持ちの場合、事前に会則を再確認することをお勧めします。ゴルフ仲間に子息を紹介し一緒にプレーを楽しみ、スムーズに相続できるようにしておきましょう。現在利用していないゴルフ会員権は、整理しておくことも検討しましょう。